

公 示

九 州 運 輸 局 長
 令 和 8 年 4 月 21 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であつて、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年5月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第9号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
大7廃19	廃止	日田バス株式会社	大分県日田市日高2469-2地先	大分県日田市日高2440-12地先	0.30	R8.10.1	乗務員不足のため。	
			大分県日田市日高2472-4地先	大分県日田市天瀬町桜竹1090-10地先	10.90			
			大分県日田市天瀬町桜竹1090-10地先	大分県日田市天瀬町五馬市1512地先	3.50			
			大分県日田市天瀬町五馬市1512地先	大分県日田市天瀬町出口727地先	4.20			
			大分県日田市天瀬町出口727地先	大分県日田市天瀬町出口1177地先	0.30			
			大分県日田市天瀬町出口1177地先	大分県日田市天瀬町出口3717地先	4.20			
			大分県日田市日ノ出町27-11地先	大分県日田市天神町184-1地先	0.15			
			大分県日田市天神町184-1地先	大分県日田市小野9地先	4.15			
			大分県日田市小野9地先	大分県日田市小野4217地先	5.10			
			大分県日田市小野4217地先	大分県日田市小野3815-1地先	0.35			
			大分県日田市小野3815-1地先	大分県日田市鶴河内167-2地先	4.70			
			大分県日田市鶴河内167-2地先	大分県日田市鶴河内143地先	0.45			
			大分県日田市小野4966地先	大分県日田市小野5675地先	0.40			